

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条に基づき、平成31年2月1日付けで行った文書「1 小中一貫校の教育課程」、「2 小中一貫校のカリキュラム」及び「3 小中一貫校における教育課程の素案をもとに作成された小中一貫教育の教育課程の素案」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成31年3月18日付け30瀬教政第639号で行った一部開示決定の処分において、「3 小中一貫校における教育課程の素案をもとに作成された小中一貫教育の教育課程の素案」（以下「本件対象文書」という。）を不開示（文書不存在）とした処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成31年2月1日付けで行った開示請求に対し、処分庁が平成31年3月18日付け30瀬教政第639号で行った一部開示決定の処分について、その処分を取り消し、文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求書で審査請求人が主張する内容

不開示（文書不存在）とされた本件対象文書の開示

(3) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 平成29年8月28日開催の第2回瀬戸市小中一貫校開校準備委員会において示された「小中一貫教育・小中一貫校カリキュラム編成（中間報告）について」のうち、「カリキュラム編成スケジュール」の項に本件対象文書の作成については、平成30年4月から作業を進めることが図示されている。本件対象文書の開示請求は平成31年2月1日付けで行っており、本件対象文書が作成されていないことは考えられない。

イ 「カリキュラム編成スケジュール」は変更もされておらず、本件対象文書は存在するはずであるため開示するべきである。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 小中一貫校における教育課程の素案をもとに本件対象文書を現在（弁明書の提出のあった令和元年5月29日時点）各学校で作成しているため、存在しない。

(2) よって、文書は不存在であり、開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

平成31年 2月 1日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
平成31年 3月 18日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
平成31年 4月 2日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
平成31年 4月 26日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和元年 5月 29日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和元年 6月 5日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和元年 6月 18日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和元年 7月 16日 審査庁において口頭意見陳述徴取を実施
令和元年 7月 30日 処分庁から審査庁へ回答書を提出
令和元年 8月 15日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和元年 8月 15日 審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付
令和元年 10月 2日 審査

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

平成29年6月29日の第1回瀬戸市小中一貫校開校準備委員会の資料には、小中一貫校の教育課程の素案は平成29年度末に完成し、当該素案をもとに、本件対象文書を平成30年8月に完成させると記載されている。このスケジュールを基に平成31年2月1日付けで開示請求したところ、不存在とされた。

なお、過日処分庁から本件対象文書が完成し、開示できる状況となっているとの連絡があったが、当時の処分に不服があるため審査請求を継続するものである。

(2) これに対し処分庁は、次のように説明している。

平成29年6月29日の第1回瀬戸市小中一貫校開校準備委員会の資料には、小中一貫校の教育課程の素案は平成29年度末に完成し、当該素案をもとに、本件対象文書を平成30年8月に完成させるとなっているが、第2回瀬戸市小中一貫校開校準備委員会において、当初のスケジュールを変更し、平成30年8月から平成31年度の中頃までに完成させることとした。したがって、開示請求があった平成31年2月の時点では、本件対象文書が作成されていなかったため、不存在とした。

なお、本件対象文書は各学校の校長が作成するものであり、令和元年9月5日の校長会議で本件対象文書の完成を確認したため、開示できる状態となったものである。

(3) そこで、本審査会は、処分庁が不存在とした点について、審査を行った。

ア 審査請求人の開示請求は平成31年2月1日であり、その時点における本件対象文書の存在の有無について確認を行った。

審査請求人は本件対象文書の完成時期について平成30年8月と主張しているものの、処分庁に改めて聴取したところ、第2回瀬戸市小中一貫校開校準備委員会において、当初のスケジュールを変更し、平成30年8月から平成31年度の中頃

に変更したとのことであった。

イ 併せて、平成31年2月1日時点における本件対象文書の途中段階の文書の存在の有無についても確認を行ったが、その時点では一切存在しないとのことであった。

ウ したがって、本審査会としては、これ以上審査することが困難であるので、処分庁は審査請求人が求める本件対象文書を平成31年2月1日時点では保有していないと判断せざるを得ないとの結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本件対象文書の有無に係る結論については、処分庁におけるスケジュールの変更に伴うものであるが、その内容に関する説明が不足している。

処分庁は、審査請求人に対し、開示決定時、弁明書送付時、口頭意見陳述開催時等を通じてスケジュールの変更を説明することができたと考えられる。処分庁は処分に対する説明責任を有していることから、今後は丁寧に説明されることを望む。